

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

(令和7年4月改定)

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(福岡県指定 第4078000017号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望を踏まえつつ、中立公正に行い「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者.....	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域及び営業時間.....	2
4. 職員の体制.....	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
6. サービスの利用に関する留意事項.....	8
7. サービス提供における事業者の義務.....	8
8. 損害賠償について.....	10
9. 契約の終了について.....	11
10. 苦情の受付について.....	12

令和 年 月 日
長生園居宅介護支援事業所

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 長生園
- (2) 法人所在地 福岡県久留米市三潆町早津崎 4 0 7 番地
- (3) 電話番号 0942-64-2458
- (4) 代表者氏名 理事長 井上 秀敏
- (5) 設立年月 昭和 35 年 5 月 31 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的 要介護高齢者の相談援助を行い、自立生活の維持向上を図ることを目的とします。
- (3) 事業所の名称 長生園居宅介護支援事業所 平成 11 年 9 月 1 日指定
福岡県 4078000017 号
- (4) 事業所の所在地 福岡県久留米市三潆町早津崎 407 番地
- (5) 電話番号 0942-64-3151
- (6) 事業所長（管理者）氏名 平川 怜
- (7) 開設年月 平成 12 年 4 月 1 日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 久留米市（三潆、城島、荒木、大善寺、安武、津福）、
大木町
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（日曜日・年始を除く）
受付時間	8時30分～17時30分
サービス提供時間帯	8時30分～17時30分
24時間連絡体制	緊急時の場合は0942-64-2458（社会福祉法人長生園代表）より、担当者へ連絡可能です

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。尚、指定居宅支援事業所における業務管理や人材育成の取り組みを促進するため、主任介護支援専門員を管理者としています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 管理者（主任介護支援専門員）	1名		1名	1名	業務管理、サービス計画等
2. 介護支援専門員	4名		4名	1名	サービス計画等

※当該常勤の介護支援専門員の配置は利用者の数 44 人に対して 1 人を基準とするものであり、利用者の数が 44 人、またはその端数を増すごとに増員します。ただし、当該増員に係る介護支援専門員については非常勤とすることを妨げるものではありません。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、要介護認定を受けられた方は、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

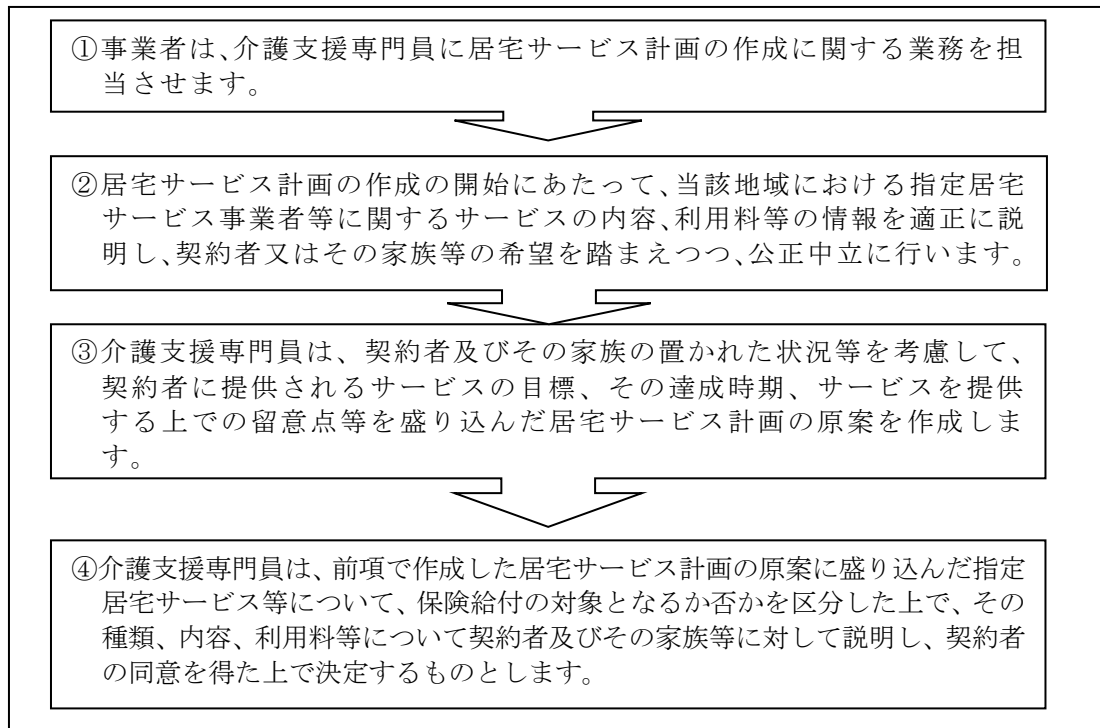
(1) サービスの内容と利用料金

<サービスの内容>

① 居宅サービス計画の作成（契約書第3条参照）

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与（契約書第4条参照）

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

③ 居宅サービス計画の変更（契約書第5条参照）

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計

画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリング

以下の要件を満たした場合

ア ご契約者の同意を得ること。

イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

i ご契約者の状態が安定していること。

ii ご契約者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）。

iii テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集が可能であること。

ウ 少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問すること。

⑤ 要介護更新認定申請の手続き代行

ご契約者や御家族での申請が難しい場合には、事業所が代行申請することができます。

⑥ 介護保険施設への紹介（契約書第6条参照）ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金> （契約書第8条参照）

① 居宅介護支援に関するサービス利用料金

事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、サービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

② 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

③ 利用料金のお支払い方法

前記①の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月月末までに以下の方法でお支払い下さい。

ア. 下記指定口座への振り込み

金融機関 福岡銀行 大善寺支店 普通預金 1087932

口座名義人 長生園居宅介護支援事業所 管理者 平川 怜

前記②の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

④ 利用料金の変更（契約書第9条参照）

サービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することが出来ます。

居宅介護支援費の利用料・加算につきまして、次の通りとなります。

〈利用料〉

居宅介護支援費（Ⅰ）

居宅介護支援（ⅰ）

ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が45未満の場合

要介護1. 2 10,860円/月

要介護3. 4. 5 14,110円/月

居宅介護支援（ⅱ）

ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が45以上である場合において、45以上60未満の場合

要介護1. 2 5,440円/月

要介護3. 4. 5 7,040円/月

居宅介護支援（ⅲ）

ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が60以上の場合

要介護1. 2 3,260円/月

要介護3. 4. 5 4,220円/月

居宅介護支援費（Ⅱ）

一定の情報通信機器の活用又は事務員の配置を行っている事業所

居宅介護支援（ⅰ）

ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が45未満の場合

要介護1. 2 10,860円/月

要介護3. 4. 5 14,110円/月

居宅介護支援（ⅱ）

ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が45以上である場合において、45以上60未満の場合

要介護1. 2 5,270円/月

要介護3. 4. 5 6,830円/月

居宅介護支援 (iii)

ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が60以上の場合

要介護1. 2 3,160円/月

要介護3. 4. 5 4,100円/月

当事業所は居宅介護支援 (I) を算定します。ケアプランデータ連携システムの活用、事務局員を配置した場合は居宅介護支援費 (II) の算定に変更することがあります。

〈加算について〉

(1) 初回加算 3,000円

新規に居宅サービスを策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の更新(変更)認定を受けた場合

(2) 特定事業所加算 (I) 5,190円/月

特定事業所加算 (II) 4,210円/月

特定事業所加算 (III) 3,230円/月

特定事業所加算 (A) 1,140円/月

(当事業所は事業所加算 (II) を取得できる配置基準を満たしています。)

事業所加算 (II) の算定要件

- ① 常勤の主任介護支援専門員を1名以上配置していること。※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。
- ② 常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること。
※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。
- ③ 利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催していること。
- ④ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて相談に対応する体制を確保していること。
- ⑤ 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
- ⑥ 地域包括支援センターから支援困難事例を紹介された場合において、当該事例に対応していること。
- ⑦ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。

- ⑧ 特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
- ⑨ 介護支援専門員1人当たりの担当利用者数が45名未満（居宅介護支援費Ⅱを算定している場合は50未満）であること。
- ⑩ 法定研修等における実習受入れ事業所となる等、人材育成への協力体制が整っていること。
- ⑪ 他法人が運営する居宅介護支援事業者との共同の事例検討会、研究会を実施していること
- ⑫ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること

(3) 入院時情報連携加算

介護支援専門員が病院または診療所の職員に対して、必要な情報提供を行った場合。

入院時情報連携加算（Ⅰ）入院した日のうち（※入院日以前の情報を含む。※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。）・・・2,500円/月

入院時情報連携加算（Ⅱ）入院した日の翌日又は翌々日（※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。）・・・2,000円/月

(4) 退院・退所加算

退院または退所にあたって、病院等の職員と面談を行い、ご利用者に関する必要な情報の提供を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合やその他の連携を行った場合。

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携1回	4,500円	6,000円
連携2回	6,000円	7,500円
連携3回	×	9,000円

(5) 緊急時等居宅カンファレンス加算 2,000円/月（1月に2回を限度として算定）

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。

(6) ターミナルマネジメント加算 4,000円/月

在宅で死亡したご契約者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者提供した場合。

(7) 通院時情報連携加算 500円/月

利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに同席し、医師又は歯科医師等に対して心身の状況や生活環境等に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合。

(8) 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント 所定単位数の95%を算定

居宅介護支援事業所と同一の敷地内、もしくは隣接する敷地内の建物、もしくは居宅介護支援事業所と同一の建物に居住するご契約者、または居宅介護支援事業所における1月当たりのご契約者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く）に居住するご契約者に対しての場合。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(3) 看取り期におけるサービス利用前の相談、調整に係る評価

看取り期に居宅サービス等の利用に向けて利用者の退院時等にケアマネジメント業務をおこなったものの、サービス利用に至らなかった場合に、必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われたケースについては居宅介護支援の基本報酬の算定を可能とします。

7. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条～第20条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② 介護支援専門員は常に身分証を携帯し、初回訪問時及びご契約者または利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。(身分証携帯義務)
- ③ 事業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持します。なお、指定居宅サービスなどを円滑に実施するために行うサービス担当者会議、地域ケア会議等や医療機関との連携推進による入院先や主治医等への情報提供及び情報収集において、契約者の個人情報を用いる場合は契約者の同意を、契約者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ別紙の個人情報利用同意書により得ます。事業者は契約者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙による物の他電磁的記録を含む)については、注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。(秘密保持及び個人情報について)
- ④ ケアマネジメントの公正中立性の確保の観点から、前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合とサービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合(別紙参照)をご契約者とその家族に対し、求めに応じて説明を行います。また、事業者は運営規程等の情報等を介護サービス情報公表制度やホームページにおいて公表します。(質の高いケアマネジメントの推進)(書面揭示規制の見直し)
- ⑤ ご契約者から申し出があった場合には、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ⑥ 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。(守秘義務)
- ⑦ ご契約者の意思に基づいた契約であることを確保するため、ご契約者やその家族に対して、ケアプランに位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介をします。また、公正中立の観点より利用者の希望に応じた事業所を提案します。ケアプランに位置づけたサービス事業所等の選択理由を求めることができます。(公正中立)
- ⑧ 居宅介護支援の提供の開始に当たり、ご契約者等に対して、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼します。(医療と介護の連携の強化)
- ⑨ ご契約者が医療系サービスの利用を希望している場合等には、ご契約者の同意を得て主治医等の意見を求め、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付します。(医療と介護の連携の強化)
- ⑩ ご契約者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専

門員自身が把握したご契約者の状況等について、介護支援専門員から主治の医師（入院中の医療機関の医師を含む）や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。（医療と介護の連携の強化）（主治の医師等の明確化）

- ⑪ 事業者は、統計的に見て通常のケアプランよりかけ離れた回数の訪問介護（生活援助中心型）を位置づける場合は契約者の自立支援、重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から市町村にケアプランを届けでることとします。（自立支援、重度化防止）
- ⑫ 障害福祉サービスを利用してきた契約者が介護保険サービスを利用する場合等は、介護支援専門員と障害福祉制度の相談支援専門員との連携に努めます。（障害福祉制度との連携）
- ⑬ 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、契約者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。（事故発生時の対応）
- ⑭ 事業者は、現に居宅介護等の提供を行っているときに契約者に病状の急変等が生じた場合、速やかに医療機関への連絡など必要な対応を行います。（緊急時の対応）
- ⑮ 事業者は、高齢者虐待防止法の実効性を高め、ご契約者の尊厳が達成されるよう、虐待防止に関する以下の措置を講じます。【虐待防止のための対策を検討する委員会の開催、虐待防止の指針を整備、虐待防止のための研修の定期的実施、専任担当者の設置】（高齢者虐待防止の推進について） 担当者 管理者平川怜
- ⑯ 事業者は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害並びに感染症に対処するため、事業継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）を、年に1回以上、実施します。（業務継続計画について）
- ⑰ ご契約者、または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないとします。（身体的拘束等の適正化の推進について）

8. 損害賠償について（契約書第21条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

9. 契約終了について（契約書第22条～25条参照）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、

契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。(契約書第2条参照)

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が要支援・自立と判定された場合
- ③ ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖、事業規模の縮小をした場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください。）

(1) ご契約者からの中途解約・契約解除の申し出

以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者及びその家族等が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者及びその家族等が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ③ 契約者及びその家族等が、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどのハラスメント行為、事業者の職員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為、サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等無断でSNS等に掲載する行為などにより、事業者又はサービス従事者と健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合

10. 苦情の受付について（契約書第26条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） 吉田 安代 （介護支援専門員）
- 苦情解決責任者 平川 怜 （管理者・主任介護支援専門員）
- 受付時間 毎週月曜日～土曜日 8：30～17：30
（日曜日及び年始を除く）
- 受付窓口電話番号 0942-64-3151

(2) 第三者委員による苦情の受付

当事業所では、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した、適切な対応を推進する為に、第三者委員を設置し、利用者や利用者のご家族などから苦情、要望、意見等の受付をしております。

◎第三者委員

- 〔委員氏名〕 秋吉 正敏 （連絡先）0942-26-2712
- 〔委員氏名〕 益村 正夫 （連絡先）0942-26-5432

(3) 行政機関その他苦情受付機関

久留米市介護保険担当課	所在地 久留米市城南町15-3 久留米市役所 電話番号：0942-30-9247 FAX：0942-36-6845 受付時間 8：30～17：15 土日、祝祭日、年末年始休み
国民健康保険団体連合会	所在地 福岡市博多区吉塚本町13番47号 電話番号：092-642-7859 FAX：092-642-7857 受付時間 9：00～17：00
福岡県運営適正化委員会	所在地 春日市原町3丁目1番地7 クローバープラザ4階 電話番号：092-915-3511

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

長生園居宅介護支援事業所
説明者職名 介護支援専門員

氏名

印

私は、本書面に基ついて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所

氏名

印

代理人住所

氏名

印

(契約者との関係)